

四日市市告示第 487 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月7日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整 理 番 号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 追加区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 追加区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	日永西127号線	日永西5丁目546-2	-	-	区域を変更する 延長を追加する
		日永西5丁目546-3	6.0	29.3	
		日永西5丁目546-2	6.0~11.7	25.9	
		日永西5丁目544-5	6.0~11.7	55.2	
2	悠彩の里歩道20号線	別山1丁目34	-	-	区域を変更する 延長を削除する
		別山1丁目34	4.0	▲2.8	
		別山1丁目34	4.0	11.3	
		別山1丁目34	4.0	8.4	
3	西阿倉川29号線	山手町字天神西326-4	5.7~5.9	12.8	区域を変更する 幅員を変更する
		大字西阿倉川字北山1762	-	-	
		山手町字天神西326-4	2.5~5.3	459.2	
		大字西阿倉川字北山1762	2.5~5.9	459.2	